

本證寺境内地保存活用基本計画【概要版】

平成26年 3月

安 城 市

目次

1. 保存・活用整備の目的および基本方針、本證寺の本質的価値	W-1
2. 本證寺寺内周辺ゾーニング図	W-3
3. 動線誘導計画図	W-4
4. 自然環境の保全・創出方針図	W-5
5. ガイダンス施設の整備について	W-6
6. 全体計画平面図	W-8
7. 整備イメージ図(鳥瞰図)	W-9

1. 保存・活用整備の基本方針

1-1. 保存・活用整備の目的

以下を目的として、本證寺の保存・活用整備を行う。

- ① 三河一向一揆の歴史を伝える本證寺の本質的価値を明らかにするとともに、本證寺の本質的価値および本證寺を含めた周辺地域の歴史を後世へ伝承する
- ② 市民のアイデンティティーの核となり、誇りや郷土愛を育む
- ③ ボランティア活動などを通じて、市民の連帯と協調を醸成する
- ④ 歴史や文化、自然にまつわる学習や体験活動を通じて、市民の生涯学習、健康づくりなどに寄与し、市民の生活の豊かさを高める

1-2. 保存・活用整備の基本理念

保存・活用整備においては、以下を基本理念とする。

基本理念：「史実(オーセンティシティー)と
楽しさ(アミューズメント)の調和を図り、
地域づくり、人づくりに貢献する史跡の保存・活用、整備を図る」

1-3. 保存・活用整備のテーマ

保存・活用整備においては、以下をテーマとする。

歴史と自然に包まれた 心のふるさと
三河一向一揆ゆかりの城郭寺院 — 本證寺

1-4. 保存・活用整備基本計画における3つの視点と6つのねらい

保存・活用整備においては「史実（オーセンティシティー）」、「楽しさ（アミューズメント）」、「地位づくり、人づくり」の3つの視点から、以下6つを保存・活用整備のねらいとして定める。

(1)「史実（オーセンティシティー）」の視点

ねらい1：本證寺の本質的価値（堀、土塁、建造物、自然的景観など）の保存と次世代への伝承

史跡を保存することが、保存・活用計画の原点である。その場合、史跡として保存すべき部分（本質的価値の構成要素）を定めた上で、次世代へ伝えていく。

ねらい2：本質的価値の顕在化

保存した本質的価値が、来訪者に理解できる形にしていく。具体的には、堀や土塁、景観等を保存・復元する。

(2)「楽しさ（アミューズメント）」の視点

ねらい3：本證寺の魅力さをさらに高め、市民の「心のふるさと」とする

ガイダンス施設により、本質的価値を強調するとともに、歴史的景観、まちなみの維持向上や、公園整備による四季を通じたみどころの創出を通して、本證寺の魅力や景観的価値をさらに高める。これらを通して、本證寺が市民の「心のふるさと」となれるように導く。

ねらい4：地域の歴史的背景を活かした安城の魅力発信

本證寺のほか、三河一向一揆の関連史跡（安政の古戦場と順正の墓など）、松平氏の城館址（安祥城址、桜井城址、藤井城址など）、真宗寺院（円光寺、誓願寺、蓮泉寺など）との有機的な関連付けを行う。このことにより、安城の史跡ツアーなど観光面への展開をし、「三河一向一揆と安城松平のまち」としての安城の魅力発信する。

(3)「地域づくり、人づくり」の視点

ねらい5：歴史的・文化的活用を図ることで、地域への誇りや郷土愛を育み、市民の連帯感を形成する

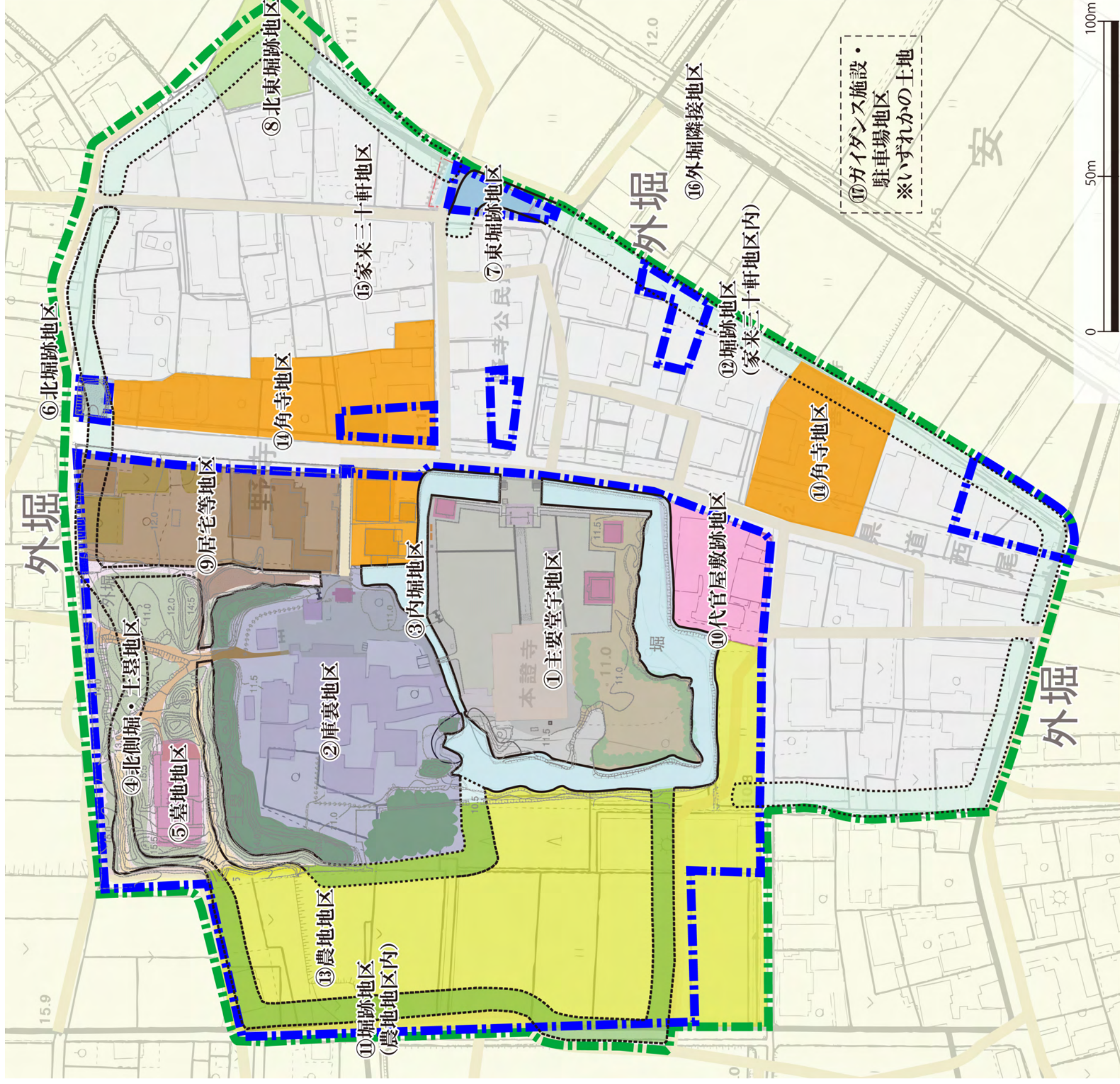
市民や来訪者へ本證寺の本質的価値の理解を促すことにより、地域への誇りや郷土愛が育まれ、それらが今後の地域づくり、まちづくりの「核」となっていく。また、来訪者やメディアの評価を受けることによって、市民の誇りや郷土愛は、さらに高まる。

ボランティア活動、イベントなど（本證寺フェスティバルなど）を通して、市民が史跡を「共有」し、コミュニティの連帯感を形成する。

ねらい6：歴史・伝統文化を継承する風土・人づくりを行う

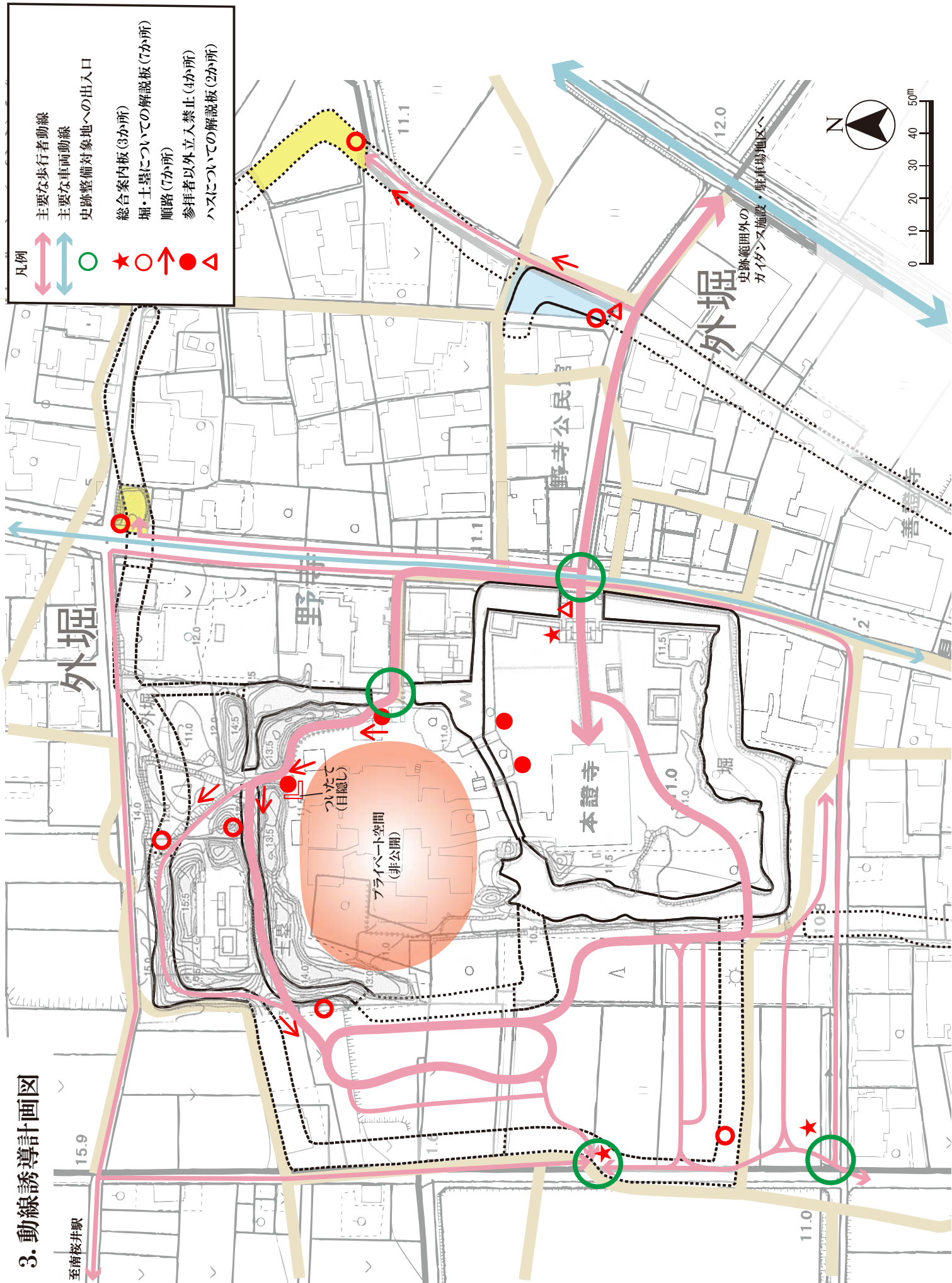
子供の学校教育との連携（見学学習、出前事業、自然学習など）、生涯学習（シルバーカレッジ、地域活動など）、健康づくり（歴史ウォークなど）を通して、市民生活の豊かさを高めるとともに、本證寺への愛着・満足度を高め、歴史や伝統文化を継承する風土、人材を育てる。

2. 本證寺寺内周辺ゾーニング図（案）



- ①主要堂宇地区
 ・保存を基本とする。
 ・破損した箇所、往時の姿とは異なる改変が加えられた箇所の有無を確認する。そのような箇所があった場合、修復を検討する。
 ・本堂前の境内の松を、境内の利用を妨げない程度に復元する。
 ・舗装・雨水排水施設を景観を阻害しないものに改修する。
- ②庫裏地区
 ・保存を基本とする。
 ・堀や土塁については、破損した箇所や往時の姿とは異なる改変が加えられた箇所の有無を確認する。そのような箇所があった場合、修復を検討する。
 ・ブライベート空間であるため、限定的に一般公開する。
 ・庫裏地区は北側、西側を土塁で囲われているため、現況の土塁を利用して、来訪者からの視線を遮断する。東側からは視線とともに来訪者の進入を遮断する。
- ③内堀地区
 ・保存を基本とする。
 ・護岸（石積み）が往時とは異なる姿で修理された箇所や崩落した箇所等については修復を検討する。修復、復元については、発掘調査や文献調査等をもとに計画する。
 ・内堀を復元し、地形的に可能な範囲まで水を湛えるよう造成および護岸を整備する。
 ・樹木調査結果を踏まえ、樹木等を適切に植生管理（外来種の排除など）する。
- ④北側堀・土塁地区
 ・現存の樹木の調査を行い、重要な樹木は保存を図り、外来種等の樹木は伐採する。
 ・繁茂した樹木や下草は適度に剪定を行い、来訪者が訪れやすい明るい疎林とする。
 ・土塁崩落防止のため法面緑化を検討する。
 ・土塁及び堀の遺構の存在を示す解説板を設置する。
 ・堀・土塁といった遺構の地形を活かして周遊路を整備する。部分的に往時の堀と土塁の形を復元する。
- ⑤墓地地区
 ・現状維持を基本とするが、参拝者や来訪者への案内や、景観整備のため、園路や出入口部分を整備する。
- ⑥北堀跡地区
 ・往時の堀の深さを再現する。
 ・解説板を設置し、来訪者の理解を促す。
- ⑦東堀跡地区
 ・現状維持を基本とする。
 ・ハスを中心に育成し、適切に植生管理（外来種の排除など）する。
 ・ガードレールは撤去し、景観に配慮した防護柵に取り換える。
 ・解説板を設置し、来訪者の理解を促す。
- ⑧北東堀跡地区
 ・条件が整えば用地を取得し、外堀と土塁の復元整備を行うことを検討する（空堀として復元整備）。
 ・解説板を設置し、来訪者の理解を促す。
- ⑨居宅等地区
 ・基本的には現状維持する。
 ・開発等が実施される場合は、用地の公有地化を検討する。
 ・公有地化された箇所については調査研究の成果を踏まえ、史跡指定地にふさわしい整備を図る。
- ⑩代官屋敷跡地区
 ・将来的に条件が整えば用地を取得して整備する。
 ・境内地に接した樹林地を保存する。
 ・解説板を設置し、来訪者の理解を促す。
- ⑪堀跡地区（農地地区内）
 ・条件が整えば用地を取得し、遺構を壊さない範囲で堀と土塁の復元整備を目指す。
 ・基本的に空堀とし、降雨時には一時的に水が溜まる構造とする。
- ⑫堀跡地区（家来三十軒地区内）
 ・外堀の直上で解説板を設置し、かつて外堀があったことを明示することにより、来訪者の理解を促す。
 ・重要遺構の直上については、将来の公有地化を含め、保存活用方法について検討する。
- ⑬農地地区
 ・条件が整えば用地を取得し、遺構を壊さない範囲で堀と土塁の復元整備を目指す。
 ・発掘調査の結果、主要な遺構等がなかった場合、市民や地域住民の憩いの場となる歴史的風致や四季の移ろいを感じることをできる空間を整備する。
- ⑭角寺地区
 ・現在も角寺（善證寺）が残る地域は現状維持を基本とする。
 ・角寺跡地については、その土地利用の状況が変わる場合、公有地化を検討する。
 ・公有地化された箇所については発掘調査等を行い、適切な復元整備を検討する。
- ⑮家来三十軒地区
 ・居住が継続されることを基本とする。
 ・発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、道路遺構の位置を判別する。
 ・景観上重要な内堀前周辺では、無電柱化を検討する。
 ・道路遺構の直上において位置、規模、形状を表示整備または修復整備する。
 ・整備された道路遺構は見学路として利用する。
 ・寺内の歴史的風致の維持向上を図るため、地権者等の理解と協力を得て「まちみなみづくりルール」を検討する。
- ⑯外堀隣接地区（外堀と接している範囲）
 ・発掘調査等を実施し遺構の解析に努める。
 ・本證寺外堀内地区を支えるバックアノーンとして位置づけ、「まちみなみづくりルール」により、現在の集落景観を極力維持できるように協力を求める。
- ※ガイダンス施設・駐車場地区
 ・史跡指定範囲外のいづれかの土地で条件が整えば、用地の公有地化を図る。
 ・ガイダンス施設、駐車場、トイレ等の便益施設の整備を検討する。

3. 動線誘導計画図



4. 自然環境の保全・創出方針図

「四季の谷」として演出する

- ・四季の移ろいを演出する
- ・モミジ、ウメ、サクラにより四季を演出する
- ・モミジの谷に包まれるような空間で、ウメ、サクラの花が点景として映える



境内林として保全

- ・緑のまとまりとして保全する
- ・6本/100㎡（約4m間隔）程度に間伐し、薄暗くならないようにする

・土塁や堀の竹林は伐採する

・遺跡発掘調査後に検討する



広がりのある芝と松の広場

- ・建物、土塁、堀、芝生、松が映える空間とする
- ・オープンな空間にすることで水面を活かす
- ・水辺ごしの建物の眺めが楽しめる



・龍宮の松の復元

・松林の復元

堀・土塁の形をみせる

- ・芝を貼り、堀及び土塁の形をみせる
- ・芝生広場との一体感を感じさせる



ハス池

- ・ハスの生育に配慮した水環境の創出を図る
- ・水循環、ヘドロの浚渫、排水等



5. ガイダンス施設の整備について

- 史跡指定範囲外のいずれかの土地で条件が整えば用地の公有地化を図り、ガイダンス施設の整備を行う。
- ガイダンス施設には本證寺の価値についての展示の他、駐車場、講座室などの施設を併設する。
- 本證寺にまつわる歴史学習の場としてだけでなく、地域住民の交流の場ともなる施設とする。
- 来訪者に向けてガイドを行ってくれるボランティアのメンバーが待機できる場を設け、地元の名産品や食を提供する飲食施設を併設する。

■ガイダンス施設の機能

1. 展示・情報発信の場

保存された歴史的環境及び自然環境を、その価値を損なわないように正しく展示・解説する。さらにそうした情報を発信することにより、市民が本證寺の価値を発見し、その新たな価値を見出し活用する場とする。

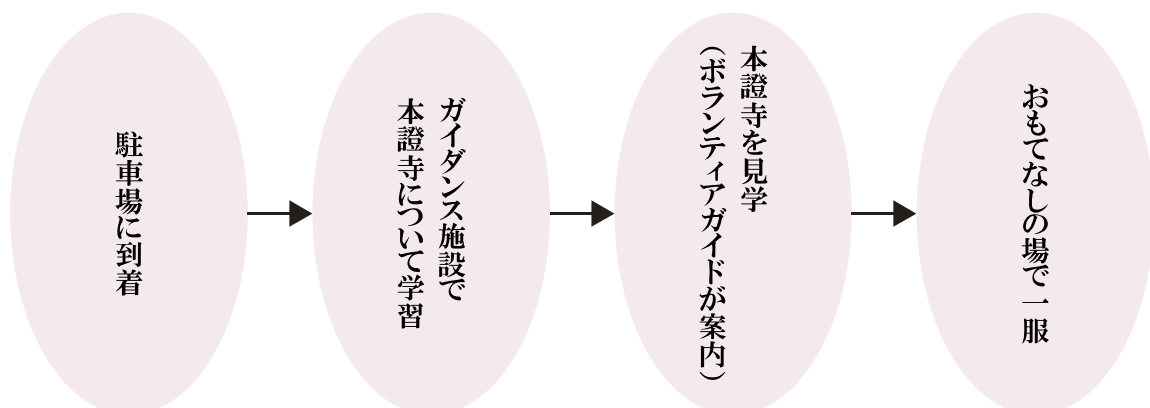
2. 地域の交流拠点施設

市民と市が一体となり、本證寺や地域に愛着や誇りを持てるよう、地域の交流拠点施設としても利用できる場とする。

3. おもてなしの場

来訪者に向けて、地元の名産品や食の他、地域情報などを提供して「おもてなし」する場とする。来訪者にとって、「ここに来れば本證寺がわかる（あるいは西三河地区が分かる）」、「いつ行っても楽しめる」、「また訪れたいくなる」場とする。

■利用の流れ（イメージ）



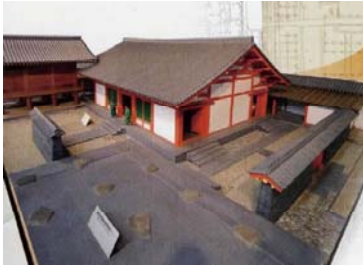
■ガイダンス施設整備イメージ

- ◎ガイダンス施設に隣接した駐車場を設ける。
- ◎具体的には、以下のような機能を設ける。

【施設の具体的な機能】

- ・講演会講座室（集会室）
- ・受付（窓口）
- ・談話室
- ・事務室
- ・展示ホール
- ・休憩スペース
- ・備品庫
- ・給湯室
- ・トイレ など

【展示施設・交流施設等の事例紹介】



上段左右：

特別史跡平城宮跡 遺構展示館（奈良県奈良市）

発掘調査で見つかった遺構をそのまま見ることができる。内裏や役所の復原模型を展示している。

左：復原建物の模型 右：遺構露出展示

（写真は遺構展示館紹介パンフレット（文化庁文化財部記念物課）より）



下段左：

一身田寺内町の館（三重県津市）

一身田寺内町を訪れる人々の散策回遊拠点として整備された。1階にはガイダンス施設としての展示室、休憩室の他、2階には会議施設として和室が設けられている。

下段右：

神田万世橋高架橋（東京都千代田区）

JR 神田～御茶ノ水間の赤レンガ造りの万世橋高架橋の遺構付近において、ビアガーデンのイベントを開催。プロジェクターで、かつての万世橋高架橋付近の様子を映し出している。

■おもてなしの場の整備イメージ

- ◎「おもてなしの場」は、ボランティア団体の控室として利用できるよう、更衣室や休憩室等を設ける。
- ◎来訪者向けの休憩スペースを設け、地元の食や名産品を提供する。
- ◎旧家屋をリノベーションをするなどして来訪者を呼べるよう改修し、「古民家カフェ」風の利用をすることで、本證寺の歴史に興味のある人だけでなく、様々な世代の人にとって魅力のある空間をつくる。
- ◎屋外でもお茶や食事を楽しめる場とする。

古民家カフェイメージ写真



6.全体計画平面図 (整備箇所を着色)



堀に園路を設置

ついでに(目隠し)

竹林の伐採

堀・土塁の擬似復元

堀・土塁の本格復元
転落防止柵の設置

土塁の上部に
園路・擬木階段を敷設

ロープ柵の設置

堀・土塁のラインを遺構表示

内堀の崩れた部分を整形

土塁の上部に
園路・擬木階段を敷設

堀・土塁の本格復元
転落防止柵の設置

園路の敷設

トイレ新設

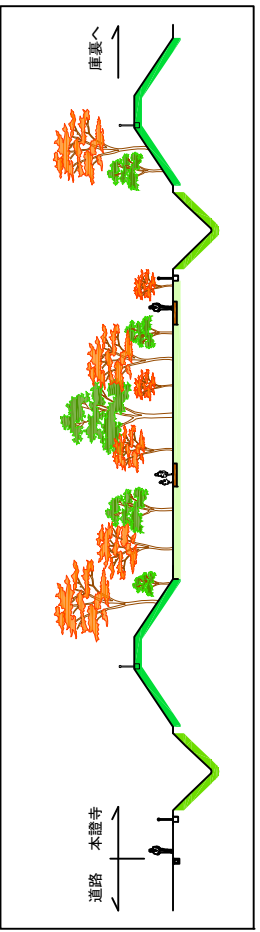
駐車場新設

橋を新設

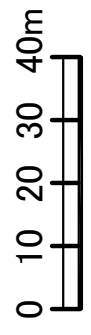
樹種を選定し竹や
外来種等は適宜伐採

ハス池を眺めるあずまや
・ベンチの設置

A-A' 断面イメージ図



S=1:1200



堀・土塁の法面 整備	擬似復元する堀 擬似復元する土塁 本格復元する堀 本格復元する土塁
舗装整備	園路敷設
植栽	ウメ・モミジを主とした高木植栽 マツの植栽 芝(広場)
管理施設整備	転落防止柵の設置 ガードレールを景観に配慮した柵に取換え ロープ柵の設置
案内サイン整備	総合案内板(3か所) 堀・土塁についての解説板(7か所) 順路(7か所)
保存・復元および 遺構表示する堀・土塁 当面は現状維持する堀跡	★ ○ → ● △ --- ---
将来的には公有地化を含め、遺構の保存活用を検討	

史跡指定範囲外のいずれかの土地で
条件を整えば、用地を公有地化を図り
ガイダンス施設・駐車場の整備を検討

ガードレールを景観に
配慮した柵に取換え

堀の本格復元
(北東堀跡地区)

堀の本格復元
(北堀跡地区)

ヒノキ林の扱いについては
発掘調査を行ったうえで
整備方針を検討

繁茂した樹木や下草を剪定して
明るい樹林とする

内堀のハスは保存育成

隣地への視線に配慮し案内板を撤去
生垣等の植栽により視線を遮る

境内地のマツの復元

7. 整備イメージ図（鳥瞰図）



東から見る



南から見る